

保険医療機関等の遡及指定及び機能移転の取扱いについて

(令和8年6月5日保医発0605第2号厚生労働省保険局医療課長通知) 抜粋

「② 至近の距離への移転又は開設者のみの変更であって一定の要件を満たす場合」に係る遡及指定を
「基本的には認める要件」

次の全ての□に該当すること。

【複雑な事例ではないこと】

- ☐ 1つの保険医療機関等の廃止と1つの保険医療機関等の開設を伴う事例であること（複数の保険医療機関等の廃止や複数の保険医療機関等の開設を伴う事例ではないこと）

【過去に診療・調剤した患者の引継ぎ】

- ☐ 診療録・調剤録等の引継ぎが行われること
- ☐ 新医療機関等において、旧医療機関等を受診した患者の診療・調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと

【現に診療中の患者の引継ぎ】

- ☐ （病院・有床診療所の場合）旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
- ☐ （無床診療所の場合）旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
- ☐ （薬局の場合）旧薬局の患者の調剤が、新薬局において引き続き行われること。

【標榜診療科】

- ☐ （病院・診療所の場合）旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること

【管理者（管理薬剤師）の引継ぎ】

- ☐ 新医療機関等の管理者（管理薬剤師）が、旧医療機関等の管理者（管理薬剤師）と同一の医師（薬剤師）であること（開設者が個人であって当該開設者が管理者（管理薬剤師）を兼ねている場合において、血族その他勤務する保険医等との間で開設者及び管理者（管理薬剤師）を同時に変更するときは、この限りではない）

【職員の引継ぎ】

- ☐ （病院・診療所の場合）旧医療機関で診療にあたっていた医師（常勤及び非常勤）のうち、概ね8割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること（所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること）
- ☐ （病院・診療所の場合）旧医療機関で診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤医師として引き続き雇用されること
- ☐ （薬局の場合）旧薬局で調剤にあたっていた薬剤師（常勤及び非常勤）のうち、概ね8割以上（小数点以下切り捨て）の薬剤師が新薬局において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること（所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること）
- ☐ （薬局の場合）旧薬局で調剤にあたっていた常勤薬剤師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の薬剤師が新薬局において常勤薬剤師として引き続き雇用されること